

## 包括的てんかん専門医療施設の定義・あり方・施設基準（2023年改訂版）

### 包括的てんかん専門医療施設の定義

包括的てんかん専門医療施設とは、てんかん患者とその家族がてんかんという疾患を克服し身体的、精神的、社会的に充実した幸福な生活をおくるという目的を達成するために、所属医療圏および近隣医療圏において、高度な包括的てんかん医療とケアを提供し、てんかん診療の指導的役割を担う施設である。

### 包括的てんかん専門医療施設のあり方

日本の社会福祉制度や医療保険制度を十分に踏まえ、一定の基準を有する専門的なてんかん診療を行っている施設を明確にすることは、患者・家族にとって必要な一定レベル以上のてんかん診療を受診するためには重要なことであり、わが国のてんかん診療レベルの向上につながると考えられる。

てんかん専門医療施設は単なるてんかんを専門とする医師の集団ではなく、てんかん医療に関わるすべての職種による包括的診療によって所属医療圏および近隣医療圏に高度なてんかん医療とケアを提供し、またその地域の基幹施設として診療指導的役割を担う施設である必要がある。診療面から見た場合、専門的知識を背景としたあらゆる年齢を対象とするてんかんの正確な診断と治療の実施が可能であることを基盤とし、さらにてんかん重積状態などに対する救急医療、てんかんに併存する精神医学的課題などに対する適切な診療および就労支援・社会参加への推進や心理社会的問題への取り組み、難治てんかんをきたす遺伝的希少疾患・難病疾患の診断と長期的治療および発達支援、様々な手法のてんかん外科の実施などが求められる。てんかん専門医療施設のてんかん専門医はこれら多岐にわたる診療に携わり、てんかん医療に関わるすべての職種による包括的チーム医療における指導的役割を執ることとなる。このためには、異なるてんかん担当診療科の複数の日本てんかん学会の認定する専門医ないしそれに準ずる知識と経験を有する診療医を含むてんかん医療に関わるすべての職種による包括的てんかん医療のための組織の構築が必要である。

てんかん専門医・てんかん医療に関わる職種の極端に少ない地域に対してはてんかん診療レベルの向上とてんかんに係わる医療者の育成に対する積極的取り組みが必要である。てんかん専門医療施設はこの教育的役割も診療と同時に担うべきである。

上記のあり方を踏まえ、日本てんかん学会は包括的てんかん専門医療施設基準を以下のよう定める。なお、施設基準は、てんかん医療の進歩や社会的背景の変化に伴って一定期間ごと（附則1）に見直されるべきである。

## 包括的てんかん専門医療施設基準

以下の条件 1) ～ 7) のすべてを満たすこと。

- 1) 日本てんかん学会認定研修施設であること。
- 2) 日本精神神経学会、日本神経学会、日本脳神経外科学会、および日本小児神経学会が認定する常勤の専門医が各 1 名以上おり、それぞれは日本てんかん学会会員であり、日本てんかん学会が認定する専門医ないし日本てんかん学会が主催する教育的セミナーを毎年受講した者であること。常勤てんかん専門医は 2 名以上おり、それらは互いに異なる診療専門医であること。
- 3) 長時間ビデオ脳波同時記録に基づくてんかん診断をおこなっており、その実績が年間 50 件以上であること。
- 4) MRI 装置を常備する施設であること。
- 5) てんかん医療を運営するための委員会（以下運営委員会と略す）が組織され、年に 3 回以上運営委員会会議が施行されていること。運営委員会はてんかん専門医を含むてんかん診療を担当する医師、看護師、臨床検査技師、社会福祉士ないし精神保健福祉士、てんかん診療支援コーディネーター（附則 3）、および医療事務によって構成されること。てんかん専門医は年 3 回以上、それ以外の医師および職種は年 1 回以上の参加のあること。
- 6) てんかん診療を担当するてんかん診療担当医師と医師以外のてんかん診療を担当する医療従事者による合同てんかん症例検討会が年間 12 回以上行われ、上記 2) に定めるすべてのてんかん診療担当医師は合同てんかん症例検討会に年 3 回以上出席していること。
- 7) 診療実績が下記の①～④すべてを満たすこと（附則 4）。
  - ① てんかん手術を年間 10 件以上実施している。
  - ② てんかん重積状態に対する入院管理を年間 30 件以上実施している。
  - ③ てんかんに併存する精神医学的問題に対する専門的診断および診療、あるいはてんかんと鑑別を要した精神症状に関する診療を 10 例以上実施している。そのうち 3 例以上はてんかんに特有あるいは密接に関連する病態・症状を呈している。
  - ④ 指定難病や小児慢性特定疾患に合併した薬剤治療抵抗性てんかんの診療を年間 30 例以上実施している。

脚注 1) 上記の 1) から 6) の一部は、平成 30 年度診療報酬改定の長期脳波ビデオ同時記録検査 1 に関する施設基準に共通する。

## 附則

- (1) 3 年毎に見直すものとする。
- (2) 施設認定後にてんかん担当診療医の非充足となった場合は、再認定審査の際に日本てんかん学会てんかん専門医療施設検討委員会が再認定の妥当性を検討する。
- (3) てんかん診療支援コーディネーターとはてんかん地域診療連携体制整備事業におい

て記載されているものを指す。てんかん診療支援コーディネーターはてんかん医療を運営するための委員会内てんかん学会専門医、看護師、臨床検査技師、社会福祉士ないし精神保健福祉士と兼任することができる。

(4) 診療実績の詳細は認定申請時年度毎に発行される包括的てんかん専門医療施設認定申請書類作成の手引きに従う。

包括的てんかん専門医療施設の定義・あり方・施設基準(2023年改訂版)は2023年7月30日に日本てんかん学会理事会で承認され、2023年8月1日に公布された。

包括的てんかん専門医療施設の定義・あり方・施設基準(2023年改訂版)は2024年度認定審査より適用する。